

平成24年8月23日  
熊 本 市

## アクション・プランを実現するための熊本市の提案について

### 1. 提案の概要

国のアクション・プランに基づく本市の一体的実施の考え方は、国と連携して、生活保護受給者等や福祉的支援が必要な方への就労支援を実施するため、ハローワークの職業紹介・相談業務を行うサテライトのモデルとして、まず一つの区役所にサテライトを設置し、市の福祉分野とハローワーク業務とを一体的に連携させた就労支援を実施する。

そして、その検証を行い、全区（5区）へのサテライト設置を目指すとともに、一体的実施の検証やハローワーク機能の雇用保険制度や財源、人員等の問題など、さまざまな課題を分析・整理した上でハローワーク業務の移管を検討する。

### 2. 提案理由

本市の雇用情勢は、平成20年のリーマンショック以降、失業者の増加や有効求人倍率の低迷など非常に厳しい状況が続いている。そのため、就職先が見つからないことなどから生活に困窮するとして、生活保護の申請や受給者が増加している。

このような状況の中、生活保護受給者等への就労支援策として、平成23年度から、「福祉から就労」支援事業をハローワークと就労支援の目標や役割分担、連携・協力の方法等について協定を結び実施している。

しかしながら、生活保護受給者等の支援においては、ハローワークの担当窓口が別になることやアクセスの関係等から、実際にハローワークを利用しない者も見受けられる。また、市のケースワーカー等が同行する場合もあるが、相当の時間を要することや限られた人員のため、十分な就労支援が行えない状況にある。

そこで、ハローワークの職業相談・紹介業務を行うサテライトを区役所内に設置することにより、特に、生活保護受給者等における支援については、ハローワーク職員と市のケースワーカー等の緊密な連携が図られ、ワンストップで効果的・効率的な就労支援が実施できる。また、利用者側においても、身近な区役所で求職活動が行いやすくなり早期自立に繋がるものと考ええる。

このように、ハローワークと連携・協力し、ワンストップで就労支援を行うことにより、現在実施している「福祉から就労」支援事業を保管し、総合的な就労支援を実施することが可能となると考えられることから、市の福祉業務とハローワークの職業相談・紹介業務の一体的実施を提案する。

### 3. 実施方法

#### (1) 対象者

主に、生活保護相談者・受給者、児童扶養手当受給者等を対象とする。

#### (2) 実施区

当初は1箇所（中央区）で実施し、その後検証を行い全区への設置を目指す。

#### (3) 実施体制

- ア. 区役所内に、広さ約20㎡の専用相談窓口（サテライト）を設置する。
- イ. ハローワークの就労支援員3名程度が常駐し、区の福祉事務所と連携を図り職業相談・紹介業務を実施する。
- ウ. 職業相談・紹介業務を行うため、ハローワーク求人情報検索端末と職業紹介端末及び専用プリンター等を配置する。

#### (4) 一体的に行う業務

##### ア. 本市が行う業務

- ①就労可能な生活保護の相談者に対し、サテライト利用を促し、早期の就労支援を行う。
- ②「福祉から就労」支援事業による生活保護受給者等の就労支援対象者に対して、市の福祉事務所のケースワーカーや就労支援相談員、自立支援プログラム策定員等がハローワークの就労支援員と情報交換及び連携・協力し就労支援を行う。
- ③本市の雇用対策事業の情報提供や職業訓練センターの講座情報等の提供を行う。

##### イ. 国が行う業務

- ①福祉事務所と連携し、ハローワークの就労支援員による就労支援対象者に対する職業相談・紹介業務を実施する。
- ②ハローワークの求人情報検索端末による求人情報の提供を行う。
- ③職業訓練制度（公共職業訓練、求職者支援訓練等）に関する情報提供・相談を行う。

#### (5) 窓口開設時間

月曜日から金曜日の8時30分～17時まで  
ただし、祝日及び年末年始を除く。

#### (6) 事業の開始時期

平成25年4月を予定

アクションプランに基づく一体的実施の取組イメージ

【 ハローワーク業務と市の福祉分野業務との就労支援連携事業 】

